

## 徳島大学病院受託実習生受入に関する申合せ

(趣旨)

第1条 この申合せは、徳島大学病院受託実習生受入規則（以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、徳島大学病院（以下「病院」という。）における受託実習生の受け入れに関し必要な事項を定める。

(健康診断等)

第2条 養成機関等の長は、健康診断等により受託実習生（以下、「実習生」という。）の健康状況を確認した上で実習を委託するものとする。

(実習計画表等)

第3条 養成機関等の長は、実習の開始前に実習計画表を病院長に提出するものとする。

(指導及び服務)

第4条 養成機関等の長は、実習生に対し、規則及びこの申合せを周知するとともに、実習を円滑に行うため、必要な指導を行うものとする。

- 2 実習生は、病院長又は病院長の命じる病院職員の指示に基づき実習を行うものとする。
- 3 前項の実習にあたって、実習生は病院職員の服務規程を遵守するものとする。
- 4 養成機関等の実習責任者は、病院長又は病院長の命じた病院職員の指示に従い、実習生を指導監督するものとする。

(守秘義務)

第5条 養成機関等の長、実習責任者及び実習生は、実習期間中に知り得た秘密について、実習期間中及び実習終了後において守秘義務を負うものとする。

(損害賠償)

第6条 養成機関等の長、実習責任者及び実習生は、実習責任者又は実習生が実習期間中に規則及びこの申合せ並びに病院長等の指示等に違反したこと等により病院に損害を及ぼしたときは、それによって生じた損害を単独又は連帯して賠償しなければならない。

- 2 養成機関等の長は、実習期間が終了した後であっても、前項に定める賠償を負うものとする。

(実習生等の負傷・疾病)

第7条 実習生等が、実習期間中に負傷又は疾病に罹患（以下「負傷等」という。）した場合は、養成機関の責任において対応するものとする。ただし、負傷等が病院又は病院職員の故意又は重大な過失により発生した場合はこの限りでない。

- 2 実習生が、実習期間中に針刺し事故等感染症に関わる事故が発生した場合は、徳島大学病院における医療に係る安全管理のための指針に基づき対応する。

(保険加入)

第8条 養成機関等の長は、実習生に対し、第6条及び第7条に規定する賠償責任及び負傷等に備え、これらを補填又は補償する保険に加入させるものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 事故が発生した場合は、病院長及び養成機関等の長は速やかに適切な処置を講ずる。

2 事故の取扱については協議の上、対応するものとする。

(受入れの中止又は延期)

第10条 病院長は、次のいずれかの事由に該当する場合は、養成機関等の長と協議の上、実習生の受入れを中止又は延期することができる。

(1) 受入前又は実習期間中において健康状態に異常を認めた場合

(2) 養成機関等の長、実習責任者又は実習生が、規則又はこの申合せに違反した場合

(3) 災害その他やむを得ない事由により、病院が実習生の受入れを継続することができないと認めた場合

(協議)

第11条 この申合せに定めのない事項について疑義が生じた場合は、病院長と養成機関等の長は協議の上、定めるものとする。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から実施する。